第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事（指定都市等における場合にあつては当該指定都市等の長とし、指定都市等以外の市における場合（法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。）にあつては当該市の長とし、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条又は第四十三条第一項の事務が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は法第八十六条の規定により港務局の長に委任されている場合にあつては当該市町村の長又は港務局の長とする。）に求めることができる。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第三条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（敷地と道路との関係の特例の基準） **第十条の三**　（略）	（敷地と道路との関係の特例の基準） **第十条の二の二**　（略）
（削る）	（路面と道路の他の部分の路面又は隣地の地表面との高低差） **第十条の三**　令第百四十四条の五第一項第一号の国土交通省令で定める高低差は、次に掲げるものとする。 一　道路の部分が道路の他の部分のみに隣接する場合にあつては、路面と道路の他の部分の路面との高低差 二　道路の部分が隣地のみに隣接する場合にあつては、路面と隣地の地表面との高低差 三　道路の部分が道路の他の部分及び隣地のいずれにも隣接する場合にあつては、路面と道路の他の部分の路面及び隣地の地表面との高低差

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則の一部改正）

第四条　都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則（平成五年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（土地区画整理事業の施行者が行う公募） **第二条**　法第一条第四項第五号の規定により施行者が行う公募は、国土交通大臣、都道府県又は市町村にあっては官報、公報その他所定の手段により、その他の施行者にあっては掲示により行うものとする。	（土地区画整理事業の施行者が行う公募） **第二条**　法第一条第四項第四号の規定により施行者が行う公募は、国土交通大臣、都道府県又は市町村にあっては官報、公報その他所定の手段により、その他の施行者にあっては掲示により行うものとする。

附　則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月十五日）から施行する。